

在日米軍がとっている新型インフルエンザ対策（水際対策及び追跡調査等）

(平成21年5月11日現在)

1. 新型インフルエンザの発生を受け、米側は、WHOによるフェーズ更新も踏まえつつ、日本側がとっている措置と同様の措置を取る形で、新型インフルエンザ対策を適時適切に強化してきている。5月11日時点における米側がとっている措置の概要は以下のとおり。
(5月1日の米軍横田飛行場における幼児のA型インフルエンザ陽性反応も、以下の強化措置をとっている中で発見されたものであり、その後、当該幼児及び母親の他、周辺座席に座っていた者の必要期間の隔離・停留等も適切に行われた。)
 - (1) 日本における全ての米軍施設・区域において、インフルエンザ様の症状についてのサーベイランス（監視）を強化するとともに、それぞれの施設・区域において、米軍人やその家族等が、適切な予防策をとることを確実にするための情報提供を行っている。
 - (2) H1N1インフルエンザが発生している地域を旅行したかもしれない者、H1N1ウィルスに晒されたかもしれない者及びH1N1ウィルスの症状を示している者で、米側の管理の下、米軍施設・区域において日本に入国する者は、以下のスクリーニングを受けることとなる。
 - (イ) 入国する全ての者に対し、一般的な医療情報・旅行情報につき尋ねる質問票を配布（当該質問票は、日本の厚生労働省が配布しているものをベースとして作成されている）。
 - (ロ) 到着した者は、米軍施設・区域に到着後、まず最初に、医療職員とコンタクトし、当該医療職員が質問票を点検するとともに、インフルエンザ様の症状を示していないかを調べる。健康上又は旅行履歴からインフルエンザに感染している可能性が疑われる者、又は、インフルエンザ様の症状を示している者は、A型インフルエンザ検査のための迅速なスクリーニングにかけられる。
 - (ハ) A型インフルエンザ診断で陽性反応が認められた者は、治療のため医療治療施設に搬送され隔離される。家族等の同行者又は当該インフルエンザ患者の前後6フィート（約1.8メートル）以内の座席に座っていた者は、インフルエンザに感染していないことが判明するまで停留される。これらの者は、新型インフルエンザに感染していないと判断されれば、隔離・停留状態をとられる。
 - (3) いわゆる「追跡調査」については、在日米軍施設・区域から入国するのは、基本的に日米地位協定対象者である軍人・軍属及び家族のみであり、不特定多数が出入りする一般空港に比してそれらの者の居所や職場を追跡することは容易であり、米軍自身が追跡調査を行っている。具体的には、在日米軍司令部の指揮の下、各施設・区域毎に連絡体制を整え、各施設・区域の司令官の下、適切に追跡調査を行っている。
2. 政府としては、引き続き、日米間（在京米国大使館、在日米軍、外務省、厚生労働省他）で緊密な協議・連絡を維持しつつ、米軍施設・区域における新型インフルエンザ対策について万全を期していく考えである。

(了)